

付録3

公害防止に関する税制上の措置

区分	項目	対 象	施 設 等		
国 得 税	所 得 税 特別償却	建 物	騒音防止用設備		
		公 害 防 止	構 築 物	船舶廃油処理設備 污水处理用設備 ばい煙処理用設備 騒音防止用設備	
				船 舶	船舶廃油処理設備 海洋流出油回収設備
				機 械 及 び 装 置	船舶廃油処理設備 重油脱硫設備 污水处理用設備 ばい煙処理用設備 悪臭処理用設備 騒音防止用設備 振動防止用設備 産業廃棄物処理用設備 海洋流出油拡散防止用設備
		無公害化 生産設備	隔膜法電解装置 無振動鍛造機 無振動鑄型造形機 無臭乾燥装置 溶剤染色加工装置		
	法 人 税		地下水くみ上げ規制地域における工業用水道等への転換設備（用水管、貯水等）		
			公害防止事業費事業者負担法による負担金		
	税	公害防止 準備金		公害の防止に要する費用の負担が大きく、かつ、所得金額の変動が大きい指定事業（金属鉱業、パルプ業等）を営む者が積み立てた公害防止準備金	

(昭和52年4月1日現在)

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほかに初年度に取得価額の$\frac{1}{2}$の特例償却を認める。</p> <p>(中小企業者に対する特例)</p> <p>適用対象者……初年度に取得価額の$\frac{1}{2}$の特例償却を受けることができる個人又は資本若しくは出資の額が1億円以下若しくは常時従業員300人以下の法人</p> <p>特 例 内 容……3年間各年30% (普通償却と特別償却の合計額) (初年度も特別償却との選択可)</p>	<p>租税特別措置法(以下「租税法」という。)</p> <p>第11条第1項</p> <p>第12条第1項</p> <p>第43条第1項</p> <p>第44条第1項</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほかに初年度に取得価額の$\frac{1}{2}$の特例償却を認める。</p>	<p>租税法第11条第1項、第43条第1項</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほかに初年度に取得価額の$\frac{1}{2}$の特例償却を認める。</p>	<p>租税法第11条第1項、第43条第1項</p>
<p>公害防止事業費事業者負担法第2条第4項に規定する施行者に対し同法第5条に規定する事業者負担金で繰延資産に該当するものを納付した者について、負担金の納付時における一時損金算入を認める。</p>	<p>租税法第18条の2、第52条の2</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、公害防止準備金として積み立てた金額のうち、次のいずれか低い金額を必要経費に算入することを認める。</p> <p>(1) その事業年度の指定事業に係る収入金額の0.15% (特定の事業については0.3%)</p> <p>(2) その事業年度の所得金額</p>	<p>租税法第20条の2、第56条の8</p>

区分	項目	対 象 施 設 等																				
国 税	所 得 税	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">取得時区分</th> <th>細 目</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">汚水処理 用、ばい 煙処理用 構築物</td> <td rowspan="9">構築物</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>石造</td> </tr> <tr> <td>れんが造</td> </tr> <tr> <td>コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>金属造</td> </tr> <tr> <td>土造</td> </tr> <tr> <td>木造</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂造</td> </tr> <tr> <td colspan="3">機械及び装置（ばい煙処理用にあつては、金属製のもので、 機械及び装置と一体と認められる排気管等を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	取得時区分		細 目	種 類			汚水処理 用、ばい 煙処理用 構築物	構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	石造	れんが造	コンクリート造	金属造	土造	木造	合成樹脂造	機械及び装置（ばい煙処理用にあつては、金属製のもので、 機械及び装置と一体と認められる排気管等を含む）		
		取得時区分		細 目																		
		種 類																				
		汚水処理 用、ばい 煙処理用 構築物	構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造																		
				鉄筋コンクリート造																		
				石造																		
				れんが造																		
				コンクリート造																		
				金属造																		
				土造																		
木造																						
合成樹脂造																						
機械及び装置（ばい煙処理用にあつては、金属製のもので、 機械及び装置と一体と認められる排気管等を含む）																						
特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	公害規制地域におけるばい煙発生施設等、騒音発生施設、汚水排出施設の移転又は廃業に伴い譲渡される土地等、建物又は構築物（譲渡資産という。）を譲渡した場合であつて公害規制地域以外の区域において土地等又はその土地等の取得に伴い取得される建物、構築物若しくは機械及び装置（買換資産という。）を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供したときの買換資産																					
特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例																						
特定の基金に対する負担金の一時損金算入	大蔵大臣が指定する公益法人等に対する公害の発生による損失補てん又は公害発生の防止業務に係る基金に充てるための負担金																					
登録免許税の軽減	事業協同組合等が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号及び第3号に定める土地に係る当該組合員等が行う所有権の移転の登記																					

優 遇 措 置 の 内 容						根 拠 法 令
昭44・3・31以前に取得したもの			昭44・4・1以後に取得したもの			減価償却資産の耐用年数等に関する省令第2条第2項第1号、第2号 同令別表第6、別表第7 同令付則別表1、別表2
槽、塔、水路、貯水池	その他(汚水処理用のみ)	高さ70m以上の煙突	槽、塔、水路、貯水池	その他(汚水処理用のみ)	高さ70m以上の煙突	
20年	30年		30年	30年		
20	30	20年	30	30	30年	
20	30		30	30		
15	20		20	20		
10	15		15	15		
10	15	7	15	15	10	
10(汚水処理用のみ)	15		15(汚水処理用のみ)	15		
7(%)	9		10(%)	10		
7(%)	9		10(%)			
7			7			
<p>法人にあっては、圧縮限度額の範囲内においてその帳簿価額を損金経理により減額し、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法で経理したときは、その減額し、又は経理した額を損金算入する。</p> <p>個人にあっては、譲渡資産に係る収入金額が買換資産の取得価額以下であるときは譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときはその超える部分の譲渡があったものとする。</p>						租特法第37条第37条の4、第65条の7、第65条の9
<p>法人が譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から1年以内に買換資産を取得する見込みであり、かつ、取得の日から1年以内に事業の用に供する見込みである場合であって、譲渡資産の譲渡の対価のうち買換資産の取得に充てようとする場合に差益割合</p> $\left(\frac{\text{譲渡資産の対価} - \text{譲渡資産の帳簿価額} - \text{譲渡経費}}{\text{譲渡資産の対価}} \right)$ <p>を乗じて得た額を特別勘定として経理したときは、その額を損金に算入する。</p>						租特法第65条の8
左の負担金を支出した者について、その支出した金額を一時の損金に算入する。						租特法第28条の2、第66条の7
当初、組合等が譲渡を受けた日以後1年以内に登記を受ける者に限り、0.6%とする(一般の場合は5%)。						租特法第78条の3第2項

区 分	項 目	対 象 施 設 等
地 産 税	非 課 税	火薬類取締法の規定による許可を受けた者が設置する土堤、簡易土堤及び防爆壁等並びに石油コンビナート等災害防止法に基づき特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤
		(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設
		(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定工場等の汚水又は廃液の処理施設
		(3) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用するものが設置する除害施設
		(4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の3の規定により備え付けられたオイルフェンス
		(5) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設
		(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設
	(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備	
	課 税 標 準 の 特 例	租特法第11条第1項の規定の適用を受ける表の第2号及び第43条第1項の規定の適用を受ける表の第2号に掲げる無公害化生産設備等
		重油に係る水素化脱硫装置
工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等（井戸から工業用水道等への転換施設）		
(1) 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用煙突（高さ70m以上）		
(2) 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の油化処理施設等） (3) 騒音防止施設（消音器、しゃ音堀等） (4) 振動防止用設備（吊基礎、浮基礎、空気ばね等）		
石油コンビナート等災害防止法又は消防法に基づく消火用屋外給水施設、油回収船及び防油堤		
不 動 産 取 得 税	課税標準の特例	事業協同組合等が公害防止事業団から産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得
	納税義務の免除	事業協同組合等が公害防止事業団から取得した産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
非課税	地方税法第348条第2項
公共の危害防止のため設置されたものは、昭和51年度から昭和53年度までに限り非課税	地方税法本法附則(以下「地方税法附則」という。)第14条第1項
課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第349条の3第4項
課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第3項
昭和51年度から昭和53年度までに限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第12項
昭和51年度から昭和53年度までに限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第13項
課税年度から5年度分に限りその課税標準額を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第17項
その課税標準たる評価額から割賦支払代金を控除する。 (割賦支払代金=譲受価格-引渡しを受ける時までに支払うべき額)	地方税法第73条の14第5項
納税義務を免除する。	地方税法第73条の27の5第1項 大阪府税条例(以下「条例」という。)第42条の15の5第1項

区 分	項 目	対 象 施 設 等
地	自動車税	(1) 昭和51年度自動車排出ガス規制の基準に適合する自動車（昭和51年度規制適合車） (2) 昭和53年度自動車排出ガス規制の基準に適合する自動車（昭和53年度規制適合車） (3) 電気自動車
	自動車取得税	(1) 昭和51年度規制適合車の取得 (2) 昭和53年度規制適合車の取得 (3) 電気自動車の取得
税	軽自動車税	昭和51年度、昭和53年度自動車排出ガス規制の基準に適合する軽自動車（低公害車）及び電気を動力とする軽自動車
	特別土地保有税	非課税 (1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設の用に供する土地 (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定工場等の汚水又は廃液の処理施設の用に供する土地 (3) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設の用に供する土地 (4) 高圧ガス取締法等の規定による許可を受けた者が設置する障壁及び地下貯槽室の用に供する土地 (5) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設又は同条第5項

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令																				
<p>昭和51年度分の自動車税から約30%の税率の引上げが行われたが、昭和51年度規制適合車及び電気自動車については昭和51年度分及び昭和52年度分の自動車税に限り、昭和53年度規制適合車については昭和52年度分の自動車税に限り、従前の税率に据え置く。</p>	<p>地方税法附則第12条の2、改正前の第12条の3 条例附則第9条</p>																				
<p>低公害車又は電気自動車を取得した場合の税率は、通常の税率から次表の率を軽減した率とする。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="188 600 860 785"> <thead> <tr> <th>取 得 の 時 期</th> <th>昭和51年度規制適合車</th> <th>電 気 自 動 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭50. 4. 1～51. 3. 31</td> <td>2 %</td> <td rowspan="3">2 %</td> </tr> <tr> <td>51. 4. 1～51. 8. 31</td> <td>1 %</td> </tr> <tr> <td>51. 9. 1～52. 3. 31</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2</p> <table border="1" data-bbox="188 835 860 1020"> <thead> <tr> <th>取 得 の 時 期</th> <th>昭和53年度規制適合車</th> <th>電 気 自 動 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭52. 4. 1～53. 3. 31</td> <td>0.25 %</td> <td rowspan="3">2 %</td> </tr> <tr> <td>53. 4. 1～53. 8. 31</td> <td>0.125%</td> </tr> <tr> <td>53. 9. 1～54. 3. 31</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	取 得 の 時 期	昭和51年度規制適合車	電 気 自 動 車	昭50. 4. 1～51. 3. 31	2 %	2 %	51. 4. 1～51. 8. 31	1 %	51. 9. 1～52. 3. 31	—	取 得 の 時 期	昭和53年度規制適合車	電 気 自 動 車	昭52. 4. 1～53. 3. 31	0.25 %	2 %	53. 4. 1～53. 8. 31	0.125%	53. 9. 1～54. 3. 31	—	<p>地方税法附則第32条改正前の第3項及び改正前の第4項 条例附則第11条改正前の第2項及び改正前の第3項</p> <p>地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項</p>
取 得 の 時 期	昭和51年度規制適合車	電 気 自 動 車																			
昭50. 4. 1～51. 3. 31	2 %	2 %																			
51. 4. 1～51. 8. 31	1 %																				
51. 9. 1～52. 3. 31	—																				
取 得 の 時 期	昭和53年度規制適合車	電 気 自 動 車																			
昭52. 4. 1～53. 3. 31	0.25 %	2 %																			
53. 4. 1～53. 8. 31	0.125%																				
53. 9. 1～54. 3. 31	—																				
<p>昭和52年度に限り、昭和51年改正前の税率に据え置く。</p>	<p>地方税法附則第30条の2</p>																				
<p>公共の危害防止のために設置されたものの用に供する土地の保有又は取得については非課税</p>	<p>地方税法第586条第2項</p>																				

区分	項目	対 象 施 設 等
地方	特別土地保有税	<p>に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設の用に供する土地</p> <p>(6) 租特法第11条第1項の規定の適用を受ける表の第3号又は第43条第1項の規定の適用を受ける表の第3号に掲げる水質処理装置等の用に供する土地</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設の用に供する土地</p> <p>(8) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備の用に供する土地</p> <p>(9) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための消音器等の用に供する土地</p> <p>(10) 振動規制法第2条第1項に規定する特定施設から発生する振動を防止するために設置される吊基礎及び浮基礎の用に供する土地</p> <p>(11) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する土地</p> <p>(12) 公害防止事業団から譲渡を受けたばい煙処理施設等の用に供する土地</p> <p>(13) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項等の届出をした者が配置する環境施設の用に供する土地</p>
	事業所税	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受け、又は同項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設</p> <p>(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の污水若しくは廃液の処理施設</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設</p> <p>(4) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設</p> <p>(5) 工業用水道又は水道を事業の用に供する個人又は法人が工業用水法に規定する許可井戸に代えて工業用水道又は水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の油化処理施設を含む。)</p> <p>(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備</p>

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
<p>公共の危害防止のために設置されたものの用に供する土地の保有又は取得については非課税</p>	<p>地方税法第586条第2項</p>
<p>非課税</p>	<p>地方税法第701条の34第3項</p>
<p>資産割及び新增設に係る事業所税の非課税</p>	<p>地方税法第701条の34第4項</p>

区 分	項 目	対 象 施 設 等
地 方 所 税	事 業 非 課 税	(8) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設
		(9) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第9号に規定する廃油処理施設 (10) 港湾法第2条第5項第4号に規定する港湾公害防止施設 (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて行うし尿浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が同法第7条第1項ただし書の規定により行うし尿浄化槽に係る汚での収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (13) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
地 方 所 税	課 税 標 準 の 特 例	公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号に規定する施設
		(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業に供する一定の施設 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて行うし尿浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が同法第7条第1項ただし書の規定により行うし尿浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。）に供する一定の施設 (3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業に供する一定の施設 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する第1種区域内において同法に規定する空港周辺整備計画に従って整備される土地に設置される一定の施設

(注) 1 この表は、公害防止に関する税制上の措置内容の概要をまとめたものである。

2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
資産割及び新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第4項
新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第8項
従業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第701条の41第1項
新增設に係る事業所税の課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	